1　短答式筆記試験（平成24年5月20日（日）12時30分から16時00分）
(1)　東京
・國學院大學渋谷キャンパス［東京都渋谷区東四丁目10番28号］
・明治学院大学白金キャンパス［東京都港区白金台一丁目２番37号］
(2)　大阪
・近畿大学本部キャンパス［大阪府東大阪市小若江三丁目４番１号］
(3)　仙台
・東北文化学園大学［宮城県仙台市青葉区国見六丁目45番１号］
(4)　名古屋
・星城大学［愛知県東海市富貴ノ台二丁目172番地］
(5)　福岡
・福岡工業大学［福岡県福岡市東区和白東三丁目30番１号］
2　論文式筆記試験【必須科目】（平成24年７月１日（日）10時00分から17時00分）
(1)　東京
・國學院大學渋谷キャンパス［東京都渋谷区東四丁目10番28号］
(2)　大阪
・近畿大学本部キャンパス［大阪府東大阪市小若江三丁目４番１号］
3　論文式筆記試験【選択科目】（平成24年７月22日（日）10時00分から11時30分）
(1)　東京
・國學院大學渋谷キャンパス［東京都渋谷区東四丁目10番28号］
(2)　大阪
・ＴＫＰ大阪梅田ビジネスセンター［大阪府大阪市福島区福島五丁目４番21号］
4　口述試験（平成24年10月20日（土）から平成24年10月26日（金）10時30分から17時00分）
(1)　東京
・ザ・プリンスパークタワー東京［東京都港区芝公園四丁目８番１号］

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年四月十九日

関東経済産業局長　宮川　正

一　件名　角栄ガス株式会社申請の一般ガス供給約款（佐倉地区）の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十四年五月十一日　午後二時から
三　場所　佐倉商工会議所　大会議室（千葉県佐倉市表町三丁目三番地十）
四　事案の要旨
1　一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館）、角栄ガス株式会社（東京都渋谷区元代々木町三十三番八号）及び角栄ガス株式会社志津事業所（千葉県佐倉市中志津三丁目三十六番１号）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「角栄ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年四月二十六日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号二三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館）に到達するよう提出すること。
なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「角栄ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十四年四月二十六日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号二三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館）に到達するよう申し込むこと。
なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

角栄ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

四月十七日（火）
○１般案件（抜粋）
１、東ティモール国際平和協力業務実施計画の変更について（決定）（内閣府本府・外務・防衛省）
１、第五回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ　Ⅴ）及び第二回野口英世アフリカ賞授賞式の開催について（了解）（外務省・内閣府本府）
○国会提出案件（抜粋）
１、東ティモール国際平和協力業務の実施の状況について（決定）（内閣府本府・外務・防衛省）

公　告

諸　事　項

登録個別信用購入あっせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同令第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年４月19日

中部経済産業局長　紀村　英俊

名　称	株式会社ステッププランニング
本店の所在地	名古屋市東区泉一丁目12番34号
登録番号	中部（個）第３号
営業廃止年月日	平成24年３月31日